

18) 英国の個人情報保護関連法規

英国の個人情報保護関連の法律は以下の二つ有り

| | <u>Data Protection Act 2018</u> <u>(DPA 2018)</u> | <u>UK General Data Protection Regulation</u> <u>(UK GDPR)</u> |
|-----|--|--|
| 日本名 | 情報保護法 2018年 | 英国一般データ保護規則 |
| 施行日 | 2018年5月25日 | 2021年1月 1 日 |
| 目的 | 個人のプライバシー保護・個人情報 の適切な処理・個人情報保 護に関する信頼の構築 | 英国が2020年1月31日のEUを離脱後も EU GDPRと整合性の有る個人情報保護 の為整備 |
| 特徴 | UK GDPRを補完 | EU一般データ保護規則をベースとし、 個人情報の処理・移転の際の義務、 データ保護監督官庁の権限の明確化 |

18) 英国の個人情報保護関連法規

Data Protection Act 2018 (情報保護法 2018年)

| 項目 | 説明 |
|------------|--|
| 施行日 | 2018年5月25日 |
| 目的 | EUの一般データ保護規則（GDPR）を英国法に移植し、英国の個人情報の保護 |
| 個人情報の定義 | 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、健康情報、犯罪歴等 |
| 適用対象 | 英国に拠点を置く事業者、英国居住者の個人情報の処理者、英国居住者の個人情報の受領者。英国外に拠点を置く事業者でも、英国内居住者の個人情報を処理する者。営利企業・団体、非営利団体、個人も含む |
| 個人情報の収集・利用 | 本人の同意を得るか、正当な利益を追求する場合に限定。その個人情報の収集・利用の目的を明確に定め、その目的に沿った範囲内でのみ個人情報を処理 |
| 個人情報の透明性 | 個人情報の収集・利用の目的、利用される個人情報の種類、個人情報の保管期間、本人の権利などについて、わかりやすく説明 |

18) 英国の個人情報保護関連法規

Data Protection Act 2018 (情報保護法 2018年)

| 項目 | 説明 |
|-----------|--|
| 個人情報の安全管理 | 個人情報の安全管理に十分な措置を講じる必要有り。具体的には、個人情報への不正アクセス、改ざん、漏えいなどのリスクを防止する対策を講じる |
| 個人情報の移転 | 個人情報のEEA域外への移転は原則禁止。個人情報のEEA域外への移転には、EUの適合性認定を受けた第三国への移転、適切な安全保障措置の実施、本人の同意等、一定の条件を満たす必要 |
| 特徴 | EUのGDPRと同等の厳格な基準を採用。その結果、英国の個人情報の保護水準は、EUと同等のレベルに引き上げ |

18) 英国の個人情報保護関連法規

Data Protection Act 2018 (情報保護法 2018年)

| 項目 | 説明 |
|----------|--|
| 違反に対する罰則 | <p>軽微な違反に対しては、警告や指導、重大な違反に対しては、最大で£ 50m (約90億円の罰金)</p> <p>その違反が意図的か、過失か、違反を防ぐために適切な措置を講じていたか、違反によってどのような影響が生じたかが考慮される</p> <p>個人情報をも不正に取得・利用した場合は、重大な違反と判断され、罰金が科せられる可能性有り</p> <p>又、違反行為によって第三者に損害が生じた場合、罰金に加えてその損害賠償責任を負う可能性有り</p> |

18) 英国の個人情報保護関連法規

UK General Data Protection Regulation (英国一般データ保護規則)

| 項目 | 説明 |
|------------|--|
| 施行日 | 2021年1月31日 |
| 目的 | 個人情報の収集、使用、共有を規制する法律。個人情報の保護、個人の権利を保障し、個人情報の適切な取扱いを促進することにより、個人の権利と利益を保護 |
| 個人情報の定義 | 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、顔写真、クレジットカード番号、銀行口座番号等 |
| 適用対象 | 英国に所在する個人情報を処理する組織。英国に拠点を置く組織だけでなく、英国外に拠点を置くが英国在住の個人の個人情報を処理する組織も含む |
| 個人情報の収集・利用 | 個人情報は、特定・明示された正当な目的の為にのみ個人の同意を得て収集・利用 |
| 個人情報の透明性 | 個人情報の収集・利用に関する透明性を確保し、個人情報の収集・利用の目的・方法・範囲・本人の権利などについて、個人に分かり易く開示 |

18) 英国の個人情報保護関連法規

UK General Data Protection Regulation (英国一般データ保護規則)

| 項目 | 説明 |
|-----------|--|
| 個人情報の安全管理 | 個人情報の安全管理を適切に行い、個人データの漏えい・改ざん・破壊・紛失などのリスクを防止する為の適切な措置を講じる |
| 個人情報の移転 | EU域内への個人情報の移転は可。EU域外に移転する場合、EU域内と同等の保護が確保されている事が求められる |
| 特徴 | UK GDPRは、EU一般データ保護規則 (EU GDPR) をベースに制定された為、EU GDPRと多くの共通点があるが、英国の監督官庁で有る情報コミッショナーオフィスの権限等、英国の事情に合わせて、いくつかの特徴的な規定が設けられている |

18) 英国の個人情報保護関連法規

UK General Data Protection Regulation (英国一般データ保護規則)

| 項目 | 説明 |
|----------|---|
| 違反に対する罰則 | <p>個人情報の不正な収集・利用、安全管理措置の不備、個人の権利侵害、個人情報移転に関する義務違反に対し、最大€20m（約26億円）、又は全世界の売上高の4%のいずれか大きい額の罰金を科される可能性有り</p> <p>但し、実際の罰金の額は、個人の権利と自由を重大に侵害する様な違反行為等、その重大性、違反者の悪意の有無、違反の継続期間、違反行為による影響など、様々な要素を考慮して決定し、重大な違反と判断された場合は罰金の額が更に€40m（約52億円）、又は全世界の売上高の6%の何れか大きい額の罰金まで引き上げられる可能性有り</p> |

18) 英国の個人情報保護関連法規

Information Commissioner's Office (ICO 情報コミッショナー庁)



* 英国の情報の自由とプライバシー保護を推進する政府の独立監督官庁

* 1984年設立

* 個人情報の収集・使用・開示に関する法律の施行、違反行為の調査・是正措置命令・罰則、保護の啓発・苦情処理

Address : Wycliffe House, Water Lane, Wilmslow, Cheshire SK9 5AF

Helpline : 0303 123 1113

Web : <https://ico.org.uk>